

お知らせ

令和5年5月

(令和8年7月一部改正)

建設工事及び測量・設計等業務委託に入札参加される方へ

四日市港管理組合建設工事等における保証書等の電子化(電子保証)の運用開始について

行政事務のDX推進及び受注者の事務負担軽減等を目的として、四日市港管理組合が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託における契約保証及び(中間)前払金保証について、保証証書等の電子化(電子保証)を開始します。

1. 電子保証の内容

従来の紙原本で発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書等について、インターネットを介した方法により提出することが可能になります。なお、従来の紙原本による保証証書等の提出も引き続き可能です。

2. 電子保証の利用方法

各保証機関(東日本建設業保証株式会社等)にお問い合わせください。

3. 電子保証の適用案件

令和5年6月1日以降に当初契約の締結を行う案件

4. 電子証書等の提出方法

各保証機関から発行された認証キー(電子証書を閲覧するための暗証番号)を電子メールで送信し、到達確認の電話を必ず行ってください。

※ PDF方式により発行された保証証券等を電子メールにより提出する方法は対象外です。必ず認証キーをお知らせください。

5. 電子メール送信時の注意

(1) 提出先アドレス

【契約締結時及び変更契約締結時】

総務課 管財・契約担当: nyusatsu@yokkaichi-port.or.jp

電話番号: 059-366-7009

【上記以外】

建設課 港湾計画担当: keikaku@yokkaichi-port.or.jp

電話番号: 059-366-7036

防災営繕課 防災・環境担当: kankyo@yokkaichi-port.or.jp

電話番号: 059-366-7003

(2) メールの件名等

頭に【電子保証】を付けたうえで、工事(業務)番号及び工事(業務)名を記載したメール件名としてください。

例) 【電子保証】令和○年度 単管環維 第○号 ○○○○(工事(業務)名)また、メール本文中に、①受注者、②担当者の氏名及び連絡先、③保証名称(前払金保証、中間前払金保証、契約保証)の3点を必ず記載してください。

例) ① ○○建設株式会社 ② 四港一郎 TEL: 059-366-7009

③ 前払金保証及び契約保証

(3) メール到達確認

契約締結等の円滑な手続きのため、メールの送信後、到達確認の電話を必ず行ってください。

〔お問い合わせ先〕

四日市港管理組合 総務課 管財・契約担当

電話 059-366-7009